

1 論文委員会業務規程

1.1 論文委員会の業務

論文誌の運営に関する意思決定を行う。論文誌に掲載される論文は、テーマを限定して募集する特集論文と、テーマを限定せず随時募集する一般論文とに分類される。委員会の業務には、一般論文の担当委員の選定、特集論文のための特集の企画、論文誌発行の承認、その他論文および論文誌に関する諸問題への対応が含まれる。

1.2 担当委員の選定と査読手続きの委任（一般論文）

委員長は、委員会委員の中から、利害関係の排除と専門性を考慮して担当委員を決定し、査読の手続きを委任する。（※一般論文の採否判定の責任は委員長にある）

1.3 特集の企画・ゲストエディタの選定・編集作業の委任（特集論文）

特集を企画し、それにふさわしいゲストエディタ（※2名以上）および発行予定の概要を決定する。ゲストエディタに当該特集に投稿されるすべての論文に関する査読の手続きを委任する。ゲストエディタは、査読の過程における利害関係の排除の観点から、互いに同一の組織あるいは研究グループに属さないことを原則とする。ゲストエディタには論文委員会の委員が少なくとも1人は加わり、論文委員会との連携をはかる。

1.4 発行の承認

担当委員またはゲストエディタから採否の決定についての報告をうけ、論文誌の発行についての承認をおこなう。（※採否判定の責任は、一般論文については委員長、特集論文についてはゲストエディタにある）

1.5 異議申し立てへの対応

調査委員会を設置し調査を委任する。調査委員会の委員は委員長（案件が委員長と近い関係にある場合には副委員長）が任命するものとし、論文誌委員若干名により構成されるものとする。調査委員会の報告をもとに論文委員会としての判断を決定し、結果を著者に通知する。

1.6 各種手続きへの対応

各種手続きの申請について、その可否等を速やかに判断する。

1.7 倫理指針違反の疑いに対する対応

調査委員会を設置して、事実関係の調査を行う。調査委員会の委員は委員長（案件が委員長と近い関係にある場合には副委員長）が任命するものとし、論文誌委員若干名により構成されるものとする。違反の有無および罰則の適用について論文委員会としての判断を決

定する。倫理指針は「倫理規程」に定められている。

1.8 再投稿論文への配慮

再投稿の論文については、担当委員の決定にあたって査読の継続性を考慮する。

1.9 守秘義務

委員は、論文委員会業務の中で得た情報を当該業務以外の目的に用いてはならない。